

別表2

有機溶剤種類別分類表(労働安全衛生法施行令 別表第六の二)

	名 称	種 別
14	クロロホルム	第1種有機溶剤
23	四塩化炭素	
27	1・2—ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	
28	1・2—ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	
32	1・1・2・2—テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	
36	トリクロルエチレン	
38	二硫化炭素	
	上記に掲げる物のみから成る混合物	第2種有機溶剤
	上記に掲げる物と当該物以外の物との混合物で、上記に掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの	
1	アセトン	
2	イソブチルアルコール	
3	イソプロピルアルコール	
4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	
5	エチルエーテル	
6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	第2種有機溶剤
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	
8	エチレングリコールモノノルマル—ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	
9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	
10	オルト—ジクロルベンゼン	
11	キシレン	
12	クレゾール	
13	クロルベンゼン	
15	酢酸イソブチル	
16	酢酸イソプロピル	
17	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	
18	酢酸エチル	
19	酢酸ノルマル—ブチル	
20	酢酸ノルマル—プロピル	
21	酢酸ノルマル—ペンチル(別名酢酸ノルマル—アミル)	
22	酢酸メチル	
24	シクロヘキサノール	
25	シクロヘキサノン	
26	1・4—ジオキサン	
29	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	
30	N・N—ジメチルホルムアミド	
31	スチレン	
33	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	
34	テトラヒドロフラン	
35	1・1・1—トリクロルエタン	
37	トルエン	
39	ノルマルヘキサン	
40	1—ブタノール	
41	2—ブタノール	
42	メタノール	
43	メチルイソブチルケトン	
44	メチルエチルケトン	
45	メチルシクロヘキサノール	
46	メチルシクロヘキサノン	
47	メチル—ノルマル—ブチルケトン	
	上記に掲げる物のみから成る混合物	第3種有機溶剤
	上記に掲げる物と当該物以外の物との混合物で、上記に掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの	
48	ガソリン	
49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)	
50	石油エーテル	
51	石油ナフサ	
52	石油ベンジン	
53	テレピン石油	
54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)	第3種有機溶剤
55	前各号に掲げる物のみから成る混合物	

有機溶剤中毒予防規則
(定義等)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。
- 二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

イ 令別表第六の二第十四号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十二号、第三十六号又は第三十八号に掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの

四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。

九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十五号まで、第三十七号又は第三十九号から第四十七号までに掲げる物

ロ イに掲げる物のみから成る混合物

ハ イに掲げる物と当該物以外の物との混合物で、イに掲げる物又は前号イに掲げる物を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するもの（前号ハに掲げる物を除く。）

五 第三種有機溶剤等 有機溶剤等のうち第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等以外の物をいう。

別表1

特定化学物質種類別分類表(労働安全衛生法施行令 別表第三)

	名 称	種 別
1	ジクロロベンジジン及びその塩	第1類物質
2	アルファーナフチルアミン及びその塩	
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	
4	オルトトリジン及びその塩	
5	ジアニシジン及びその塩	
6	ベリリウム及びその化合物	
7	ベンゾトリクロリド	
8	1～6までに掲げるものをその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げるものをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他のもの(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る)	
1	アクリルアミド	第2類物質
2	アクリロニトリル	
3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	
4	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)	
5	エチレンイミン	
5の2	エチレンオキシド	
6	塩化ビニル	
7	塩素	
8	オーラミン	
9	オルトフタロジニトリル	
10	カドミウム及びその化合物	
11	クロム酸及びその塩	
12	クロロメチルメチルエーテル	
13	五酸化バナジウム	
14	コールタール	
15	三酸化砒素	
16	シアン化カリウム	
17	シアン化水素	
18	シアン化ナトリウム	
19	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	
20	臭化メチル	
21	重クロム酸及びその塩	
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	
23	トリレンジイソシアネート	
24	ニツケルカルボニル	
25	ニトログリコール	
26	パラジメチルアミノアゾベンゼン	
27	パラニトロクロルベンゼン	
28	弗化水素	
29	ペータープロピオラクトン	
30	ベンゼン	
31	ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	
32	マゼンタ	
33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	
34	沃化メチル	
35	硫化水素	
36	硫酸ジメチル	
37	1から36までに掲げるものを含有する製剤その他のもので、厚生労働省令で定めるもの	
1	アンモニア	第3類物質
2	一酸化炭素	
3	塩化水素	
4	硝酸	
5	二酸化硫黄	
6	フェノール	
7	ホスゲン	
8	ホルムアルデヒド	
9	硫酸	
10	1から9までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	

特定化学物質等障害予防規則
(定義等)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一類物質 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第一号に掲げる物をいう。
- 二 第二類物質 令別表第三第二号に掲げる物をいう。

で及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第五号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第三十号まで及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四 オーラミン等 令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物をいう。

五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質及びオーラミン等以外の物をいう。

六 第三類物質 令別表第三第三号に掲げる物をいう。

七 特定化学物質等 第一類物質、第二類物質及び第三類物質をいう。

2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物は、別表第一に掲げる物とする。

3 令別表第三第三号10の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。